

決 定

東京都調布市国領町

再 審 原 告 m r k o n o

東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号

再 審 被 告 国

代表者法務大臣 野 沢 太 三

主 文

1 再審原告の再審請求を棄却する。

2 再審費用は再審原告の負担とする。

理 由

- 1 再審原告は、当裁判所が平成 11 年 6 月 21 日に言い渡し、同年 11 月 12 日に確定した当庁平成 11 年（ネ）第 1029 号損害賠償請求控訴事件の判決につき、再審の訴えを提起した。
- 2 再審原告の主張は、別紙のとおりである。

再審の理由の 1 は、前記 1 掲記の判決の「第三 当裁判所の判断」に、内容証明郵便 3 通を送るのに要した費用相当額の賠償請求について判断がされていないとして、民事訴訟法 338 条 9 号に該当する再審理由がある旨を主張するものと解される。しかし、上記判決の引用する第 1 審判決の「第二 事案の概要」には、本件は、再審原告が再審被告に対し、内容証明郵便 3 通を郵送するために要した費用相当額 3930 円等の賠償金の支払等を求める事案である旨記載されており、前記 1 掲記の判決がこの事案をも含めて判断していることは明らかである。したがって、再審原告主張の再審事由がないことは明らかである。

また、再審の理由の2は、上記判決に関与した裁判官に同法338条4号に該当する行為があつた旨主張するものであるが、再審原告は、同行為につき、同条2項所定の事由があることを主張・立証しない。

3 よって、再審原告の本件再審の請求については、再審の事由がないというべきであるから、これを棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成16年3月29日

東京高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 青 柳 馨

裁判官 清 水 節

裁判官 沖 中 康 人

これは正本である。

平成16年3月29日

東京高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 三 村

